

平塚市教育委員会令和6年8月定例会会議録

開会の日時

令和6年8月22日（木）13時30分

会議の場所

平塚市役所本館7階720会議室

会議に出席した者

教育長 吉野 雅裕	委員 守屋 宣成	委員 菅野 和恵
委員 大野 かおり	委員 増井 峰夫	

説明のため出席した者

◎教育総務部

教育総務部長	長谷川 孝	教育総務課長	野地 剛
教育総務課教育総務担当長	渋谷 悟朗	教育総務課企画担当長	松本 信哉
教育施設課長	金子 稔	学校給食課長	吉澤 達夫

◎学校教育部

学校教育部長	石井 鮮太	学務課長	高梨 里志
教職員課長	宮坂 正	教育指導課長	若杉 真由美
教育指導課学校安全担当課長	斗澤 正幸	教育研究所長	伊沢 秀樹
子ども教育相談センター所長	中山 文恵		

◎社会教育部

社会教育部長	石川 亜貴子	社会教育課長	石塚 誠一郎
中央公民館長	鳥居 昌	スポーツ課長	新倉 好人
中央図書館長	藤田 忠義	博物館長	浜野 達也
美術館長	戸塚 清		

会議の概要

【開会宣言】

○吉野教育長

これから教育委員会令和6年8月定例会を開会する。

【前回会議録の承認】

○吉野教育長

始めに、令和6年7月定例会の会議録の承認をお願いする。

（訂正等の意見なし）

○吉野教育長

訂正等の意見がないので、令和6年7月定例会の会議録は承認されたものとする。

1 教育長報告

(1)地区公民館での予約図書受取サービス等の開始と移動図書館の運行見直しについて

【報告】

○吉野教育長

当該事業の実施内容及びスケジュール等報告を行うものである。

詳細は、中央図書館長から報告する。

○中央図書館長

市内4図書館から離れた地域で移動図書館が実施している巡回サービスの一部を、そのエリア内にある地区公民館で実施するものである。このサービス開始とともに、移動図書館による現在の定期巡回方式を段階的に廃止して、施設や団体等からの要望に応じて出動する出前図書館サービスに移行する。

地区公民館での実施内容だが、1点目は、予約した図書の受取りサービスの開始である。公民館開館日の平日午前9時から午後5時まで利用いただける。

2点目は、地区公民館図書室の充実である。図書館資料を公民館に団体貸出やリサイクル本の提供を行い、閲覧資料の充実、活性化を図る。

以上を踏まえ、3点目として、移動図書館の運行見直しを行う。現在は13か所のステーションを2週間に1回、1時間の訪問だが、今回の地区公民館との連携で、より日常的にサービスを提供できる環境になるので、ステーションは廃止する。今後は要望に応じて出動する出前図書館に移行する。

実施スケジュールだが、今年12月に大神、岡崎などの6公民館から予約受取等のサービスを始め、3月までは定期巡回との並行期間をおいた後に、対象の6ステーションを廃止する。来年度9月に、残る7か所もステーションに代わる拠点を整備して、令和8年3月末にステーションを全廃とする。

なお、このステーション方式で行う移動図書館サービスの廃止は、令和3年3月に策定した「これからの平塚市図書館運営の在り方」で示されているものである。

【質疑】

な し

(2)その他

な し

2 教育長臨時代理の報告

(1)報告第3号 令和6年度平塚市一般会計(教育関係)補正予算について

【報告】

○吉野教育長

8月27日から開会される市議会9月定例会への令和6年度平塚市一般会計補正予算のうち、教育委員会所管部分の予算について、臨時に事務を代理し、市長へ申し出たので規則の定めに基づき報告するものである。

詳細は、教育総務課長から報告する。

○教育総務課長

補正予算要求額だが、歳入については708万3千円を、歳出については3千971万6千円の増額を計上している。

始めに、歳入だが、15款 国庫支出金 2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金 1節 総務管理費補助金 において、デジタル基盤改革支援補助金を708万3千円計上している。

続いて、歳出だが、10款 教育費のうち、1項 教育総務費、2目 事務局費、「2 教育委員会事務局庶務事業」について、市内小中学校の適正規模等に係る基本方針の策定に向けて、附属機関を設置するため、1節 報酬を9万1千円増額補正する。

次に、4目 教育指導費、「2 学務庶務事業」について、自治体情報システムの標準化に対応するため、12節 委託料を708万3千円増額補正する。

なお、本事業の特定財源として、歳入で説明したデジタル基盤改革支援補助金を充当する。

続いて、5項 社会教育費、2目 公民館費、「6 地区公民館管理運営事業」について、金目公民館及び富士見公民館の大規模改修に向けた基本計画を策定するため、12節 委託料を2千万円増額補正する。

同じく、5項 社会教育費、3目 図書館費、「8 地区図書館管理運営事業」について、なぎさふれあいセンターの大規模改修に伴い、南図書館の物品移設を行うため、12節 委託料を1千254万2千円、増額補正する。

最後に、債務負担行為補正が2件ある。中学校特別教室・教育相談室空調機賃借料として、令和6年度から令和17年度までを期間とし、限度額4億4千200万円を設定する。また、中央図書館改修設計業務委託料として、令和6年度から令和7年度までを期間とし、限度額1億3千680万円を設定する。

【質疑】

な し

【結果】

全員異議なく了承された。

(2)報告第4号 平塚市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

【報告】

○吉野教育長

平塚市立小学校及び中学校適正規模等基本方針検討委員会の設置に伴い、別表を整備することについて、臨時に事務を代理し、市長へ申し出たので規則の定めに基づき報告するものである。

詳細は、教育総務課長から報告する。

○教育総務課長

本件は、新たな附属機関として、平塚市立小学校及び中学校適正規模等基本方針検討委員会を設置することに伴い、関係条例を改正するものである。

この附属機関の設置目的は、令和6年2月に策定した「平塚市行財政改革計画(2024-2027)」において、市立小学校・中学校の適正規模・適正配置の検討を実施計画事業に位置付け、人口動態等、地域の状況を踏まえ、市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する考え方を整理した基本方針を、令和7年度内に策定するとしており、策定に向けて調査審議をするために設置するものである。

改正内容だが、まず平塚市附属機関設置条例の一部改正について、こちらは教育委員会に属する附属機関として新たに平塚市立小学校及び中学校適正規模等基本方針検討委員会を加え、担当する事務の内容と委員の定数を定めている。

次に、附則による特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正だが、こちらは、市立小学校及び中学校適正規模等基本方針検討委員会委員の報酬を月額11,300円と定めており、費用弁償としての旅費については、一般の市職員と同等とすることを定めている。

施行日については、附則に記載のとおり令和6年10月1日としている。

【質疑】

○大野委員

平塚市立小学校及び中学校適正規模等基本方針検討委員会が設置され、小学校及び中学校の適正な規模、適正な配置に係る基本方針に関する調査審議が始まるということだが、県内の他の市町村の検討状況など把握していることがあれば教えてほしい。

○教育総務課長

県内市町村と比べると平塚市は少し遅れている。

視察に伺った厚木市と小田原市を始め、藤沢市、海老名市、鎌倉市、横須賀市、座間市等では基本方針が既に策定されている状況である。

いずれも基本方針というもののなので、個別の学校の具体名を出すものではなく、学校のクラス数など、大きな方針を示していくようなものになる。ただし、市によって、今後の

スケジュールや実施計画、地域との関わりなど、内容については様々になる。

○大野委員

文科省のホームページに、「令和6年度学校の適正規模・適正配置及びより良い教育環境の実現に向けた部局横断的な検討体制による学校施設に係る計画策定事例に関する調査報告書」が公開されている。その中で、県内では綾瀬市や小田原市、座間市の具体例が詳細な資料とともに掲載されていた。報告書の内容については、細部まで全てしっかり読み込んだということではないが、個人的に印象に残ったことが4点あるのでこの場でお話しさせていただく。

1点目、平塚市に限らず、全国の公立学校施設で老朽化対策は急務となっているが、限られた予算の中で進めていくには、今まで通りのやり方では難しい。学校施設の老朽化という施設面の課題と、学校が抱えている様々な課題、例えば支援教育の充実、不登校児童生徒への対応、教職員の業務負担軽減など、それらを一体的に考えていく必要がある。

2点目、学校は教育の場であると同時に、災害時は避難場所となるなど、防災の拠点でもあり、また学校施設内には学童保育が入っているところも多い。さらに、祭りや地区レクなど、平塚市では学校を会場に開催されているものもあり、地域の交流の場、地域コミュニティの核としての機能もある。学校の適正規模適正配置の検討は、教育委員会だけで取り組むものではなく、市長部局との横断的な体制や様々な組織との連携が必要である。報告書からは、市町村の首長のリーダーシップが求められていることが読み取れた。

3点目、学校の適正規模適正配置を検討する上では、市の教育の方針、平塚では奏プランや教育の方針を、検討に携わる者全員が共有し、これを実現するためにはどうするのかを検討することが大切になる。

4点目、学校関係者や保護者、地域の方々の願いや思いを十分に受け止め、より多くの関係者の理解を得ながら、最適解を見つけていくことが大切になる。

以上の4点が印象に残ったものになる。

学校の適正規模適正配置については、避けて通れない大きな課題となる。令和7年度末に基本方針が策定された後も、長い時間がかかるだろうが、丁寧に議論して進めてほしい。

○増井委員

学校の現状として、児童生徒数が少なくなっているにも関わらず、課題は増えている。

大野委員の話にもあったが、学校は地域の核になるものでもある。これまで、学校が増える分にはあまり苦情は出なかったかもしれないが、減らすというのは非常に大変だと思うし、また減らした後は跡地の活用など検討課題も出ると思う。

学校の適正規模適正配置の検討については、可能な限り丁寧に進めていただきたい。

○菅野委員

基本方針を作るに当たっては、何年後を見据えるのかといった視点も考える必要がある。世の中の情勢はめまぐるしく変わるので、将来をしっかりと見据え、検討を行ってほしい。

委員の人選も大事なことだと思う。学校教育の専門の方も必要だが、子どもの発達、地域の活性化、諸外国の例を御存じの方など入れ込んでいってもよいかもしれない。また、

地域の意見を汲み取る人は必要になるかと思う。

○教育総務課長

委員は10名以内としているが、現状では、公募市民を2名、次に学識経験者を3名、学識経験者の内訳は検討段階だが、他自治体で学校の適正規模適正配置の検討に携わっている方や建築関係の方、教育行政の方などが候補となっている。加えて、自治会代表者、小中学生の保護者関係の方、小中学校の校長の代表の10名とすることを考えている。

【結果】

全員異議なく了承された。

(3)報告第5号 平塚市立の学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について

【報告】

○吉野教育長

平塚市立土屋幼稚園の廃園に伴い、別表を整備することについて、臨時に事務を代理し、市長へ申し出たので規則の定めに基づき報告するものである。

詳細は、教育総務課長から報告する。

○教育総務課長

本件は、令和5年10月に実施した令和6年度の園児募集の結果、土屋幼稚園に願書を提出した方が5人未満であったことを受け、「平塚市立幼稚園の管理運営に関する規則」に基づき、当該園への入園を休止し、次年度の園児募集も行わないことから、令和6年度をもって土屋幼稚園を廃園とするため、平塚市立の学校の設置に関する条例を一部改正するものである。

改正内容にだが、平塚市立の幼稚園の名称と位置を定める別表第3にある、「平塚市立土屋幼稚園」の行を削除する。

施行日については、附則に記載のとおり令和7年4月1日としている。

【質疑】

な し

【結果】

全員異議なく了承された。

(4)報告第6号 指定管理者の指定期間の変更について

【報告】

○吉野教育長

平塚市南図書館における指定管理者の指定期間の変更について、臨時に事務を代理し、市長へ申し出たので規則の定めに基づき報告するものである。

詳細は、中央図書館長から報告する。

○中央図書館長

平塚市南図書館は地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、指定管理者に管理業務を代行させている。

現在の指定管理者は株式会社ヴィアックスに令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年間としているが、南図書館があるなぎさふれあいセンターにて改修工事を実施するため、南図書館は令和 7 年 2 月 16 日から休館となる。

そのため、指定期間を令和 7 年 2 月 28 日までに変更するものである。

【質疑】

な し

【結果】

全員異議なく了承された。

(5)その他

な し

3 その他

な し

【閉会宣言】

○吉野教育長

以上で全ての案件の審議が終了したので、教育委員会 8 月定例会は閉会する。

(13 時 59 分閉会)